

入札説明書添付資料-2 処理対象物のごみ質変化の取り扱いについて

1. 処理対象物のごみ質変化の取り扱いに関する考え方

本事業ではごみ質変化を考慮して運営変動費を支払う方法を用いる¹。

2. ごみ質変化の取り扱い方法

(1) 入札時に応募者が提案する事項

応募者は、入札書類において要求水準書第1章第3節に規定する計画ごみ質のごみ処理にあたり、運営変動費の変動費単価をごみ質から求める算定式について提案しなければならない。

この算定式は、要求水準書第1章第3節に規定する計画ごみ質及び可燃分元素組成を規定する項目（例えば三成分比や元素分析結果等）の条件を入力することによって、第三者が変動費単価を一意に求められるものとしなければならない。なお、ここでいう算定式とは、算術式の他、グラフ、表等を利用することができるものであり、入力データと算定結果との関係が一意に定まるものであることを要する。

(2) 入札時の運営変動費の算出式

入札価格の算定にあたって変動費単価は、計画年間処理量及び計画ごみ質（基準ごみ時）を応募者の提案する算定式に代入して得られる変動費単価を用いて算定される金額を用いるものとする。

$$\text{運営変動費（円）} = \text{計画年間処理量（t）} \times \text{変動費単価}_{\text{（計画ごみ質（基準ごみ質））}} \text{（円/t）}$$

(3) 運営開始後の運営変動費の算出式

組合は、民間事業者が事業提案書において提案した算定式を契約条件として用いるものとし、民間事業者は落札後にこの算定式の内容等を修正することが出来ない。

運営変動費は要求水準書第3章第3節に基づいて計測される当該年度のごみ質（以下、「実績ごみ質」という。）に応じて下記のとおり支払うものとする。

- 各年度第3四半期までは、各四半期における実績処理対象物量と要求水準書第1章第3節に示す計画ごみ質（基準ごみ時）から求めた変動費単価の積により求めた金額を支払う。なお、各年度第3四半期までの支払いに用いるごみ量及びごみ質が著しく実態と乖離していることが明らかになった場合は見直しを行うことができる。
- 各年度第4四半期は、当該年度の実績処理対象物量及び実績ごみ質を上式に代入して得られる金額と支払い済みの分（当該年度第3四半期まで）の差額を支払う。

¹ 入札説明書添付資料-1 参照

- なお、実績処理対象物量は第1四半期から第4四半期の実績処理対象物量の合計、実績ごみ質は年12回行う計測結果の平均を用いるものとする。

$$\text{運営変動費（円）} = \text{実績処理対象物量（t）} \times \text{変動費単価}_{\text{（実績ごみ質）}} \text{（円/t）}$$

(4) 算定式の見直しの考え方

要求水準書第1章第3節に規定する計画ごみ質を逸脱したことを原因として、運営変動費ではカバーできない追加費用が発生していること、又は、運営固定費では要求水準を満足する運営を行うことが出来ないこと等の事象が生じていることを合理的かつ客観的に説明することができ、組合がこれを適切と認める場合には、組合は民間事業者の提案に基づいて定めた運営変動費の変動費単価をごみ質から求める算定式、又は、運営固定費を変更する。この変更のための協議は運営開始後3年に一度を原則とするが、明らかにごみ質変化に起因する影響が顕在化していること、若しくは、顕在化することが予見される場合には、組合及び民間事業者はこの改定期間にかかわらず協議を持つことが出来るものとする。

(5) 実績ごみ質について

前述のとおり運営変動費の算定には実績ごみ質を用いるが、民間事業者は実績ごみ質を規定する項目の値の精度を高めるための補正方法を提案することは可能とする。ただし、提案内容を採用するか否かについては、組合が判断する。なお、ここでいうごみ質とは、前述のように要求水準書第1章第3節に示す項目を指しており、これ以外の項目を算定式におけるパラメータとすることは認めない。

また、民間事業者が実績ごみ質の補正に際して合理的かつ客観的に説明するための資料を作成する際には、要求水準書第3章第3節に基づく計測以外に自らの費用により別途の計測を行うことが出来るものとする。なお、当該追加計測結果についても客観性が保たれることが必要である。